立憲民主党2021年度（令和3年度）ＮＰＯ関連予算公開ヒアリング
特別企画「休眠預金等活用制度を使ってみよう」

ふくしま百年基金
The Community Foundation of Fukushima

休眠預金等活用事業
「被災者の心の健康とコミュニティを守る」

2021年2月17日

一般財団法人ふくしま百年基金

©2021 The Community Foundation of Fukushima

ふくしま百年基金について

ふくしまという地域に特化し、地域の暮らしをより良くしていきたいと活動する地域活動団体の活動支援に活用するための基金で、その原資は“寄付”という形でふくしまの未来を創りたいと考える地域の皆さまの想いでまかなわれます。地域の資金循環を作り出す、地域をより良くしていくためのお財布としての役割を持つ、福島県初のコミュニティ基金です。

■組織概要

・名称： 一般財団法人ふくしま百年基金
・設立： 平成30年（2018年）4月11日
・発起人：180名の意志ある市民のご寄付により設立
　（ヤフーネット募金を通じた寄付者は1,763名）
・事務局連絡先等：
〒960-8062　福島市清明町1-7　大河原ビル2階
（電話）024-573-2640　（FAX）024-573-2641
（メール）info@cf-fukushima.org
（ウェブサイト）https://cf-fukushima.org/

■実績

・台風19号災害支援基金　・わかものチャレンジPJ
・スモスタ！Inこおりやま広域圏
・SDGs調査　・遺贈寄付研修　ほか多数

©2021 The Community Foundation of Fukushima

０．「被災者の心の健康とコミュニティを守る」事業について

詳しくはこちらのページから！　→https://cf-fukushima.org/news/122

ふくしま百年基金
The Community Foundation of Fukushima

最新情報
設立の想い
ふくしま百年基金とは
基金が提供できること
組織概要
お問い合わせ

2021年02月09日

【休眠預金】「福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る」公募開始のお知らせ

休眠預金を活用した事業です

この度、ふくしま百年基金は休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業(以下、「休眠預金等活用事業」という。)の資金分配団体に選定されました。この事業では「福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る」をテーマに、福島県内において東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による被災者・避難者を対象とした心のケア、自死予防、

©2021 The Community Foundation of Fukushima

１．事業趣旨及び実行団体に期待する活動概要

間もなく、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えます。この間、様々な政策が施行され、またNPOをはじめとした民間非営利活動による種々の取組みが行なわれ、福島県における復興、被災者や避難者の生活改善等いわゆる「ソフト面」での復興に対して様々な効果・成果を残してきました。

しかしながら、まだまだ解決しなければならない、解決を急がなければならない復興課題も数多く存在します。そのひとつが「**震災関連死**」です。2020年12月の復興庁発表によると、福島県内の震災関連死は累計2,313名（同9月30日現在）に上り、全国の震災関連死の61%を超えます。2020年度に新たに震災関連死と認定された人数は27名（同）です。震災関連死の要因は個別的・複合的であり、総合して一概に語ることは難しいのですが、**避難生活の長期化・固定化やコミュニティの不完全性などを背景に心の健康を害し、自死等のリスクが極めて高まっている被災者も少なくない**という指摘もあります。**被災者をはじめとした福島県民の心の健康を増進する取組みが求められている**のです。

そこで本助成事業では、「**福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る**」をテーマに、福島県内において東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による**被災者・避難者を対象とした心のケア、自死予防、コミュニティづくり等**に取り組むNPO等民間非営利団体を公募し、資金助成を行ないます。特徴的なのは、助成期間の**初年度におよそ1年をかけてしっかりと復興課題の解決に向けた調査を実施**する点です。これにより、現在明らかにされていない震災関連死をはじめとした復興課題の構造を明らかにし、より効果的な解決策を考案することを狙います。また、**複数のステークホルダー（利害関係者）との協働・ネットワーク化を強く推し進める**点も本助成事業の特徴です。これにより、持続的かつ集合的なインパクトの創出を目指していただきたいと考えています。

©2021 The Community Foundation of Fukushima

２．対象となる事業

東日本大震災及び、福島第一原子力発電所事故による被災者・避難者のうち、福島県内に在住する個人に対する「心の健康」をより増進するための以下の事業を対象とします。

事業対象地域：**福島県内**
事業対象期間：2021年4月から2024年3月までに終了する、3か年の事業
対象事業の例：被災者・避難者等を対象とする・・・
①　心のケアとして、心理的負担を軽減し、メンタルヘルスのバランスを図るような多種多様な活動、並びに相談事業
②　自死予防にかかる支援事業、並びに相談事業
③　孤立や孤独を回避するための見守りや、生きがい・やりがいづくり等を通じた、コミュニティづくりにかかわる事業
④　心の健康にかかわる団体間の連携を図り、ネットワーク形成等の中間支援的事業等
⑤　見守りに際して、**従来の手法にとらわれず、ICTの利活用や、ガスや水道等の検針等を通じた見守り活動の実施と生業事業の創出等、新たな手法を特に推奨する**
⑥　地域内の複数組織の連携や補完関係の連携等を通じ、例えば農業や畑作業と配食事業、並びに地域の居場所拠点の創出、またその各プロセスに被災者が雇用される等、より**重層的で多様な関わりをつくる取り組み等を特に推奨する**

3年間の事業期間の1年目は、対象とする被災者の置かれた状況・課題の構造・必要とされる事業設計等について詳細に調査をすることが求められます（事務局より支援を行ないます）。また、複数のステークホルダー（利害関係者）による協働を推進し、持続的かつ集合的インパクトの創出を狙った事業設計であることを強く推奨します。

©2021 The Community Foundation of Fukushima

３．目指す成果（中長期アウトカム）

個別の組織において目指す成果の設定はあるかと思いますが、本助成事業として目指している事柄については以下のように定義します。**以下の要素を共有し、類似する成果を目指されている事業を公募します**。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から10年目を迎える2021年3月、福島県内の被災者・避難者においては、時間の経過と共に心理的な負担が軽減傾向にある方もおられれば、時間の流れが感じにくく、心理的な負担が強いケースもあります。また、本テーマや世代や仕事、経済的な状況だけでなく、出身地や現在の居住地、家族や親族との居住形態によっても異なり、しばしば世帯内でも異なることが指摘されています。

医療法人やクリニック等ではない実施主体＝**「非医療者としての専門性」を基盤とした事業を通じて、被災者や避難者における心理的な負担を軽減し、自死等の震災関連死を減少させ、孤立や孤独の減少、並びにより広範な概念としての心理的負担を軽減させることを目指します**。また、**行政や医療機関・専門家等、並びに対象事業地域に所在する他の市民活動等の連携を通じて、より広範な連携、並びに包括的なアプローチを通じて、心の健康にかかる事業をより効果的に実施できる連携ネットワークの構築が図られている状態を目指します**。

©2021 The Community Foundation of Fukushima

４． 助成金額総額と1団体あたりの助成額

助成総額：8,000万円
1団体あたりの助成額：上限2,000万円（3年間の総額／評価関連経費を除く）
助成比率：原則、総事業費の8割まで（※2）

※1：助成事業に対する評価（事前評価・中間評価・事後評価）を実施していただきます。そのための経費として、上記とは別に評価関連経費(助成金額の5%未満)が助成されます。
※2：休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、事業に係る経費の 20%以上は、自己資金又は民間からの資金確保が原則です。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討します。

A:助成額（A＋B を 100%とした場合 80%以下となります）

直接事業費
A に対して 85%以上

管理的経費
A に対して 15%以下

B:自己資金や民間資金など（A＋B を 100%とした場合 20%以上となります）

C:評価関連経費（助成額「A」の 5%以下）

©2021 The Community Foundation of Fukushima

５．採択予定事業数　及び対象となる団体

●採択予定事業数：4事業程度

●対象となる団体
いずれも法人格の有無及び種類は問いませんが、福島県内において2011年3月11日以降に、被災者・避難者支援の実績を有した団体を対象とします。

＜以下の①～③のすべてに該当する組織＞
① 福島県に拠点を有している組織
② 2011年3月以降、福島県内において東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の被災者・避難者に対する支援事業に関して、概ね3年程度の実施経験を有している組織（2021年2月1日時点）
③ 原則として、2020年度の事業規模が概ね500万円以上である団体

©2021 The Community Foundation of Fukushima

6．選定基準

ガバナンス・ コンプライアンス	事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。また、それが対象地域の実情を捉えており、その課題解消が被災者の心の検討とコミュニティづくりに繋がるものか。
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か。福島県内の事業実施経験や実績、域内のネットワークが実行力を担保するものであるか。
継続性	助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることが期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

©2021 The Community Foundation of Fukushima

7．公募スケジュール、申請方法

項目	スケジュール
申請締切	2021年3月1日（月）**17:00必着　※電子メールのみ**
申請受付期間	2021年2月9日（火）～3月1日（月）
審査期間	2021年3月1日（火）～3月下旬（予定）
結果通知	4月初旬（文書通知）
契約締結	4月
助成金支払い予定	4月下旬以降　※資金提供契約締結後、順次

指定アドレス宛に電子メールで提出書類すべてを送付してください。
郵送での申請受付は行いません。
kyuumin2020@cf-fukushima.org

©2021 The Community Foundation of Fukushima

8．提出書類

＜助成申請様式１～10＞

・（様式1）助成申請書　※以下の別紙1～4 の書面を含みます。
　別紙1. 欠格事由に関する誓約書
　別紙2. 業務に関する確認書
　別紙3. 情報公開同意書
　別紙4. 申請に関する誓約書
・（様式2）団体情報
・（様式3）事業計画書
・（様式4）資金計画書
・（様式5）役員名簿　※
・（様式6）事業責任者の略歴　※
・（様式7）規程類に含める必須項目確認書
・（様式8）規定類の後日提出に関する誓約書
・（様式9）　自己資金に関する申請書
・（様式10）申請書類チェックリスト
・コンソーシアムに関する誓約書 (該当団体のみ)
・コンソーシアム協定書(案) (該当団体のみ)

指定様式は、全てふくしま百年基金ウェブサイトからダウンロードできます
https://cf-fukushima.org/news/122

※様式５と６は個人情報を含むため、提出時には必ずパスワードをかけてください。パスワードは、**ファイルとは別に資金分配団体へメールにて送ってください**。

©2021 The Community Foundation of Fukushima

８．提出書類

＜団体情報に関する書類＞
・定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には規約等、若しくは設立趣意書等団体の目的がわかるもの）
・登記事項証明書（登記していない場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などを記載した任意書式の書面）
　－発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し
　※任意団体は不要
・事業報告書（過去3年分）
　※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出

＜決算報告書類（過去3年分）＞
設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。
監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合は提出してください。
・貸借対照表
・損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
・監事及び会計監査人による監査報告書

＜参考となる資料＞
団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。

©2021 The Community Foundation of Fukushima

8．提出書類

＜規程類＞
(1) 規程類に関しては、別添1及び「規程類に含める必須項目確認書」をご確認ください。
(2) 提出していただく規程類（自団体で持っている規程や指針等）には、別添1の必須項目が含まれていることを確認してください。
(3) 別添１で参考として示した規程類の名称と提出いただく名称は同一である必要はありません。「規程類に含める必須項目確認書」で求められる項目と提出する規程類（自団体で持っている規程や指針等）を照らし合わせ、不足がある場合には新たに規程を作成するか、既存の規程類の改訂を行ってください。
(4) 申請時にやむをえない理由により提出できない規程類がある場合には、「提出書類に関する誓約書」を提出してください。申請後に規程類を提出するときは、「規程類に含める必須項目確認書」を再提出してください。

※申請時点で規定類をすべてそろえる必要はありません。不足している場合は、契約期間中には整備が必要となります。

©2021 The Community Foundation of Fukushima

８．提出書類

＜コンソーシアムで申請の場合＞
幹事団体は上記申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。
・コンソーシアム協定書（案）
　※参考書類として提出していただきますので、13.(2)「情報公開」に記載の公開の対象ではありません。
・コンソーシアムに関する誓約書（登録印の押印が必要）
　※別紙1．欠格事由に関する誓約書、別紙2．業務に関する確認書、別紙3．情報公開同意書を含みます。

また、幹事団体以外の各構成団体についても幹事団体と同様、以下の書類を用意し、幹事団体が構成団体ごとにzipファイルで取りまとめた上、提出してください。
規程類については、別添1を参照してください。
・規程類
・規程類に関する必須項目確認書
・役員名簿

©2021 The Community Foundation of Fukushima

９．問い合わせ先

一般財団法人ふくしま百年基金　（担当：山﨑、斎藤）

住　所：　福島県福島市清明町1-7 大河原ビル2F
電　話：　024-573-2640　（受付時間　平日9:30～17:00）
Email：　kyuumin2020@cf-fukushima.org

★オンライン個別相談会もぜひご活用ください★

日時	2021年2月9日（火）～26日（金） ※詳細な設定時間等は下記URLをご覧ください
相談時間	1団体あたり1回1時間程度
申し込み方法	下記URLよりお申し込みください。 https://forms.gle/GkhpN3WN7f75fsoQ9

©2021 The Community Foundation of Fukushima

ふくしま
百年基金

The Community
Foundation of Fukushima